

(JASDAQ・コード 7638)

平成 27 年 6 月 26 日

株主各位

東京都中央区銀座二丁目 6 番 3 号

株式会社シーマ

代表取締役会長兼社長 白石幸生

第 21 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第 21 期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第 21 期（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 21 期（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第一号議案 定款一部の変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後記のとおりであります。

第二号議案 取締役 10 名選任の件

本件は、原案どおり取締役に白石幸生、白石哲也、松橋英一、泉拓磨、高橋宗潤、ジャン・ポール・トルコウスキー、リオール・クンスラー、原大輔、中村翠、御船真由子の 10 氏が選任され、全員が就任いたしました。

第三号議案 監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり監査役に山根裕一郎氏が選任され、就任いたしました。

尚、同氏は社外監査役です。

以上

なお、当社は貸借対照表および損益計算書を下記アドレスのホームページに掲載しております。

<http://cima-ir.jp/koukoku/>

第1号議案による定款変更内容

(下線___は、変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的) 第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.) (条文省略)</p> <p>9. (新設) (新設) (新設)</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>(略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1.) (現行どおり)</p> <p>9. 10. <u>古物営業法に基づく中古美術品、宝飾品等古物の買取、仕入および販売</u></p> <p>11. <u>展示会、展覧会の開催および運営</u></p> <p>12. <u>美術品投資顧問業務および美術資産運用コンサルティング業</u></p> <p>13. (現行どおり)</p> <p>(略)</p>
<p>(自己の株式の取得) 第6条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(削除) (第6条削除のため、以降は1条ずつ繰り上げる。)</p> <p>(略)</p>
<p>(任期) 第22条 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>
<p>(剰余金の配当) 第49条 <u>当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第48条 <u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(中間配当) 第50条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第49条 1 <u>当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

以上